

## 池田町店舗等事業者新型コロナ対策支援金の計算方法

【対象期間 2021年1月～6月】

●対象期間の売上高が、基準年（2019年又は2020年）の同期間の売上高と比較して、30%以上減少しているかを確認

例：2019年1月～6月の売上の合計180万円 ⇒ 2021年1月～6月の売上の合計120万円（≧ 30.00% = 10万円）

●基準年の売上は確定申告書B（青色申告決算書又は収支計算書）記載の月別の売上高を、対象期間の売上は対象月の経理簿等売上台帳をもとに計算

計算例 <青色申告の場合>

【単位：万円】

年 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
2021年	20	25	45	50	30	35	205
2020年	75	60	10	20	45	45	255
売上減少率	73.33%	58.33%	-350.00%	-150.00%	33.33%	22.22%	19.61%
2019年	60	55	70	60	80	75	400
売上減少率	66.67%	54.55%	35.71%	16.67%	62.50%	53.33%	48.75%

計 算 式	
A:基準年の合計	205万円
B:対象年の合計	400万円
減少率(B-A)/B*100	48.75%
基準年	2019年
<b>支給額</b>	<b>15万円</b>

計算例 <白色申告の場合など ※確定申告書において月間事業売上が確認できない場合>

年 \ 月	1月	...	6月	7月	...	12月	合計
2021年	20		35				205
2020年	20	...	20	20	...	20	350
売上減少率							-17.14%
2019年	30	...	30	30	...	30	625
売上減少率							34.40%

計 算 式	
A:基準年の合計	205万円
B:対象年の合計	625万円
減少率(B-A)/B*100	34.40%
基準年	2019年
<b>支給額</b>	<b>10万円</b>

事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として対象措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず支援金を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（対象措置とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が30%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。